

本牧市民公園・本牧臨海公園特記仕様書

1 概要

所在地	本牧市民公園：中区本牧三之谷59 本牧臨海公園：中区本牧元町386-1																						
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	本牧市民公園は、昭和 38（1963）年から始まり昭和 43（1968）年に終了した本牧ふ頭関連造成用地の海面埋め立てにより誕生し、昭和 44（1969）年 9 月 13 日に公開をしました。 本牧臨海公園は昭和 19（1944）年 12 月 1 日開園し、本牧市民公園に隣り合う小高い丘にあります。昭和 30 年代後半以降の埋め立てによって、眼前にはコンテナバースや製油所のタンクが広がっていますが、それまでは東京湾に突き出した断崖でした。晴れた日には遠く三浦半島から東京湾岸の工業地帯、千葉の木更津方面まで見渡せる見通しのよさが特徴です。																						
面積	本牧市民公園：103,190㎡（総合公園） 本牧臨海公園：40,998㎡（風致公園）																						
有料施設（本牧市民公園のみ）	<table border="0"> <tr> <td>利用対象施設</td> <td>運動広場</td> </tr> <tr> <td>面数</td> <td>1 面</td> </tr> <tr> <td>現行の利用料金</td> <td>1 面 1 時間1,300円、夜間照明料30分2,650円</td> </tr> <tr> <td>対象種目</td> <td>軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー、ラグビー</td> </tr> <tr> <td>開場期間</td> <td>3 月第 3 土曜日～11月末 (軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール) ※ 4～11月の毎月第 1 日曜日はサッカー（少年サッカー含む）のみの利用。12 月 1 日～2 月末日（サッカー、少年サッカー、ラグビー）※ 1</td> </tr> <tr> <td>休場日</td> <td>年末年始期間（12/29～1/3）、毎月第 1・第 3・第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</td> </tr> <tr> <td>利用対象施設</td> <td>庭球場</td> </tr> <tr> <td>面数</td> <td>8 面</td> </tr> <tr> <td>現行の利用料金</td> <td>1 面 1 時間1,100円、夜間照明料30分250円</td> </tr> <tr> <td>開場期間</td> <td>通年※ 2</td> </tr> <tr> <td>休場日</td> <td>年末年始期間（12/29～1/3） 毎月第 3 月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）</td> </tr> </table>	利用対象施設	運動広場	面数	1 面	現行の利用料金	1 面 1 時間1,300円、夜間照明料30分2,650円	対象種目	軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー、ラグビー	開場期間	3 月第 3 土曜日～11月末 (軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール) ※ 4～11月の毎月第 1 日曜日はサッカー（少年サッカー含む）のみの利用。12 月 1 日～2 月末日（サッカー、少年サッカー、ラグビー）※ 1	休場日	年末年始期間（12/29～1/3）、毎月第 1・第 3・第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	利用対象施設	庭球場	面数	8 面	現行の利用料金	1 面 1 時間1,100円、夜間照明料30分250円	開場期間	通年※ 2	休場日	年末年始期間（12/29～1/3） 毎月第 3 月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）
利用対象施設	運動広場																						
面数	1 面																						
現行の利用料金	1 面 1 時間1,300円、夜間照明料30分2,650円																						
対象種目	軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール、サッカー、少年サッカー、ラグビー																						
開場期間	3 月第 3 土曜日～11月末 (軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール) ※ 4～11月の毎月第 1 日曜日はサッカー（少年サッカー含む）のみの利用。12 月 1 日～2 月末日（サッカー、少年サッカー、ラグビー）※ 1																						
休場日	年末年始期間（12/29～1/3）、毎月第 1・第 3・第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)																						
利用対象施設	庭球場																						
面数	8 面																						
現行の利用料金	1 面 1 時間1,100円、夜間照明料30分250円																						
開場期間	通年※ 2																						
休場日	年末年始期間（12/29～1/3） 毎月第 3 月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）																						
主な公園施設	本牧市民公園：庭球場、運動広場、管理棟、上海横浜友好園、池ほか 本牧臨海公園：草地広場、ダスト広場ほか																						
電気設備等	<p>本牧市民公園</p> <p>1 高圧受変電設備（電気室及び運動広場）</p> <p>（1）キュービクル 屋内 6 面（高圧盤 2 面、低圧配電盤 4 面）、屋外 6 面（高圧盤）</p> <p>（2）動力用変圧器 100KVA 1 台、50KVA 1 台、30KVA 1 台</p> <p>（3）電灯用変圧器 30KVA 1 台</p> <p>（4）高圧コンデンサー 20KVA 1 台</p> <p>2 負荷設備</p>																						

(1) 分電盤	7面
(2) 制御盤	2面
3 消防設備	
(1) 消火器	9本
(2) 非常警報装置	2面
4 園内灯設備	
(1) 庭園灯 (40W)	2基
(2) 庭園灯 (100W)	7基
(3) HG4321(300W)	30基
(4) HG5798(300W)	5基
(5) XSH3345(300W)	3基
(6) XSH3345(200W)	2基
(7) 87H5011 (300W)	38基
5 夜間照明設備	
(1) 運動広場 (照明鉄塔)	4基 (メタルハライドランプ1kw×26基/鉄塔当り)
	2基 (メタルハライドランプ1kw×30基/鉄塔当り)
(2) 庭球場 (照明)	8基 (メタルハライドランプ1kw×8基/鉄塔当り)
6 屋内照明設備	
(1) 管理棟	
(2) 売店	
(3) 上海横浜友好園	
7 放送設備	
(1) 放送設備ラック (増幅器 3台、音量調整器 1台、電源装置 1台、プログラム装置、テープデッキ他)	
(2) レピーター盤	3面
(3) スピーカー	14台
8 受水槽設備	
(1) タンク容量	5m ³ ×2基 FRP
(2) ポンプ出力	2.2kw×2台
(3) 水質検査項目	10項目
9 空調設備	
(1) 受付 (空冷ヒートポンプ(壁掛け型)ダイキン R22CES)	
冷房能力 1.02kw、暖房能力 1.09kw	
(2) 事務室1、2 (空冷ヒートポンプ(天井カセット)ダイキン RZYP80HVH)	
冷房能力 7kw、暖房能力 8kw	
(3) レストラン1、2 (空冷ヒートポンプ(天井カセット)ダイキン RZYP160HH)	
冷房能力 14kw、暖房能力 16kw	
(4) 上海横浜友好園 (壁掛け型)	
10 節水装置	

	(1) 中央広場 (タンク 1台、小便器 0台、大便器 1台、手洗器 0台) (2) 運動広場 (タンク 3台、小便器 1台、大便器 2台、手洗器 0台) (3) 園内 (タンク 6台、小便器 1台、大便器 3台、手洗器 2台)
	本牧臨海公園
	1 園内灯設備の概要
	(1) H5070(300W) 6基
	(2) HMA-521(250W) 11基
	(3) H537(200W) 26基
	(4) 分電盤 5面

※1

4月1日～11月30日(第2・第4月曜日を除く)	9:00～21:00
4月～11月の第2・第4月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～21:00
12月1日～2月末日、3月第3土曜日～3月31日 (第2月曜日、第4月曜日を除く)	9:00～17:00
12月～3月の第2・第4月曜日 (休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00

※2

3月1日～12月27日	9:00～21:00
3月～12月の第1、第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～21:00
12月28日～2月末日	9:00～17:00
1月～2月の第1、第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～17:00

2 本牧市民公園電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数	
点 検	高圧受電設備	電気室及びキュービクル	定期点検	年1回(法定点検)
			巡視点検	月1回(法定点検)
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	年1回(法定点検)
	消防設備	消火器、非常警報装置	定期点検	年2回(法定点検)
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	年1回
			ランプ交換	点検時
	夜間照明設備	運動広場、庭球場	定期点検	年1回
			ランプ交換	点検時
	放送設備	屋外スピーカー	点検清掃	年1回
受水槽設備	受水槽	点検清掃	年1回(法定点検)	
空調設備	管理棟	点検清掃	年1回	
節水装置設備	トイレ	点検清掃	年1回	
修 理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時
	夜間照明設備	運動広場、庭球場	ランプ交換	随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

※1 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください。

3 本牧臨海公園電気設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数
点検	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	年1回
			ランプ交換	点検時
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

4 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、南部公園緑地事務所都心部公園担当の承認を受けた事業計画書及び事業報告書をPDF化し、南部公園緑地事務所都心部公園担当に提出してください。南部公園緑地事務所ホームページにて公表をいたします。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所都心部公園担当に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所都心部公園担当から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所都心部公園担当への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、駐車場の料金を含むすべての管理運営については、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所都心部公園担当の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、両公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 高圧受変電設備について（該当する公園及び公園施設のみ）

従来どおり、横浜市で管理をするため、点検等の際には指定管理者は協力をお願いします。

(7) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、

指定管理区域内の指定管理事業として整理をしますので、その場合は南部公園緑地事務所都心部公園担当から承認を受けるのみで実施可能です。

(8) 月報や四半期報の提出期限については、毎月翌月30日までとなっています。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(9) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された

事業計画書の事前協議を必ず南部公園緑地事務所都心部公園担当と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(10) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には南部公園緑地事務所都心部公園担当と協議をして、提出日を定めてください。

(11) 本牧市民公園

ア 現在作業ヤード内に愛護会専用の倉庫が設置されていますが、指定管理区域から除外します。

イ 上海横浜友好園が園内に所在しますが、友好園には中華人民共和国上海市から寄贈された江南様式庭園と建築があります。老朽化のため閉鎖中ですが、再整備を予定しており、整備終了後は公開し指定管理者による管理運営となります。なお、公開後の管理運営経費は別途協議とします。

この歴史的な園の意義を尊重して、園全体の通年の美観保持と活用をお願いします。なお、詳細について、指定管理者へ南部公園緑地事務所都心部公園担当からの指示がありますので、指示を必ず遵守の上、管理にあたってください。

ウ 現在、駐車場の一部をスケートボード広場に整備する計画があります。整備が行われた後は、公開し、自由利用とされ、指定管理者による管理運営となります。詳細について、指定管理者へ南部公園緑地事務所都心部公園担当からの指示がありますので、指示を必ず遵守の上、管理にあたってください。

エ 本牧市民公園の運動広場は、利用種目以外のスポーツ（グラウンドの形状の変更が無く、次の利用に支障がない競技に限る）も行われています。主なものは、草地広場と合わせたグラウンドゴルフ大会（中区グラウンドゴルフ協会主催）です。

また、早朝野球の利用がありますので、管理運営に支障のない範囲で受け入れを行ってください。運動広場利用に関する調整事項がある場合については、別途南部公園緑地事務所都心部公園担当と事前協議をして、承認を得てください。

オ 草地広場では、近隣住民がグラウンドゴルフの練習を行っています。一般利用及び管理運営に支障のない範囲で受け入れを行い、地域コミュニティの向上に努めてください。

カ 横浜市陶芸センターについて

本牧市民公園内にある横浜市陶芸センターは、横浜市文化観光局所管施設で、既に別の指定管理者（シンリュウ株式会社）が管理運営を行っているため、指定管理者の管理区域から除外します。資材の搬入等で園内への車両の乗入等を行う場合は、横浜市陶芸センター管理者と指定管理者で公園利用者の安全に配慮し、車両通行方法等の調整を行ってください。

キ 公園の境界について

本牧市民公園の池北側に接する崖は公益財団法人三溪園保勝会が管理していますので指定管理区域外ですが、園内巡視の際に崖の異常を発見したときは、前述の管理団体に連絡をしてください。

ク 公園内に進入する車両について

公園内に無許可で進入する車両が見受けられます。進入を物理的に阻止する対策を講じるとともに、進入車を発見した場合、即時に退去させてください。

(12) 本牧臨海公園

ア 八聖殿郷土資料館および周辺園地について

八聖殿郷土資料館は横浜市教育委員会所管施設で、既に別の管理者（公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団）が管理運営を行っているため、指定管理者の管理区域から除外します。

資材の搬入等で園内への車両の乗入等を行う場合は、八聖殿郷土資料館管理者と指定管理

者で公園利用者の安全に配慮し、車両通行方法等の調整を行ってください。なお、光熱水費は、本牧臨海公園とは別となっていますので、経費には算入しておりません。

イ 八聖殿郷土資料館下のダスト広場について

近隣町内会の要望により、平成28年9月から「あじさい広場」として親しまれています。本牧臨海公園の公園愛護会の活動拠点となっているため、指定管理者は協働して管理運営を行ってください。また、広場周辺は、近隣町内会主催の防災訓練等で使用することもありますので、その際はできる限りの協力をお願いします。

ウ 愛護会倉庫や町内会設置の防災倉庫について

八聖殿郷土資料館周辺に町内会防災倉庫及び、愛護会倉庫が所在しており、横浜市が設置許可を出しています。この許可範囲は指定管理区域から除外します。

エ 園内への駐車について

園路の一部は児童養護施設及び保育園が隣接しており、その周辺に許可を受けていない車両が駐停車することがあります。公園利用者に迷惑がかからないように厳正な指導を実施し、南部公園緑地事務所都心部公園担当と連携して、違法な駐車がないようにしてください。

オ 本牧臨海公園U字溝について

本牧臨海公園の本牧市民プールに面する崖下の雨水排水用U字溝整備に伴い、その機能維持のため年3回清掃を行ってください。

カ 小規模受水槽水道の自己点検について

中区役所福祉保健センターからの通知に従い、小規模受水槽水道の管理者点検及び結果の報告を同区役所福祉保健センターへ行ってください。

5 課題等（様式24記載事項）

- (1) 両公園を同一の指定管理者によって管理運営をすることによる、応募団体独自の取組やスケールメリットを提案してください。
- (2) 本牧市民公園の池の一部を「とんぼ池」と称して、市民団体等の活動の拠点となっています。管理運営については、市民協働手法を活用した管理運営も視野に入れた提案をしてください。
- (3) 本牧市民公園に静態保存をされている蒸気機関車及び旧横浜機関区転車台について、活用方法を提案してください。
- (4) 本牧臨海公園は高台にある公園であり、見晴らしも優れていますが、どのようにその公園の特徴を伝え、閑静な住宅街が周辺に広がる中で魅力向上をしていくのか提案をしてください。
- (5) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- (6) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。